

◎個人情報の適切な取扱いを！

先日、市内の介護事業所から個人情報を含む書類が、大量に資源物として排出される事例が発生しました。処分を委託された関係者が資源回収業者に持ち込んでしまったものです。

個人情報を取り扱う全ての者は、その目的や様態を問わず、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければなりません。介護事業者は、多数の利用者やその家族について、他人が容易に知り得ないような個人情報を詳細に知り得る立場にあり、個人情報の適正な取扱いが求められる分野と言えます。個人情報の取扱いに当たっては、法律、国の定める基本方針及びガイダンスに示す項目のほか、個人情報保護又は守秘義務に関する他の法令等の規定を遵守し、適切な管理を行ってください。



◆個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第23条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

◆個人データの廃棄、消去について

- ・不要となった個人データを廃棄する場合には、焼却や溶解など、個人データを復元不可能な形にして廃棄する。
- ・個人データを取り扱った情報機器を廃棄する場合は、記憶装置内の個人データを復元不可能な形に消去して廃棄する。
- ・これらの廃棄業務を委託する場合には、個人データの取扱いについても委託契約において明確に定める。

《参考》 厚生労働省／厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

高齢者虐待対応マニュアルを改訂しました。



小樽市では、平成20年に「小樽市高齢者虐待対応マニュアル」を作成しましたが、作成から10年以上経過し、高齢者を取り巻く環境も変化していることから、この度、地域包括支援センターの社会福祉士とともに話し合いを重ね、事例を交えるなど、高齢者虐待の対応に関わる方が、より使いやすく実践的な内容に改訂しました。この機会に御覧いただきますようお願いいたします。

《参考》 小樽市／高齢者虐待の防止のために



問合せ先：小樽市福祉保険部福祉総合相談室 地域包括ケアグループ（内線 313）

パワーハラスメント防止措置が義務化に！

令和4年4月1日よりパワーハラスメント防止措置が義務化され、事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。



- 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
 - ・相談窓口を定め、周知
 - ・現実が生じている場合だけでなく、発生の恐れがある場合など広く相談に対応
- 職場におけるパワーハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
 - ・迅速かつ正確に確認
 - ・被害者に対する配慮
 - ・行為者に対する措置
 - ・再発防止に向けた措置 …… このほかにも望ましい取組があります！

《参考》

○厚生労働省／介護現場におけるハラスメント対策 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

○厚生労働省／職場におけるハラスメントの防止のために

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

ほじょ犬の同伴を受け入れる義務があります

「ほじょ犬（身体障害者補助犬）」は、目や耳や手足に障がいのある方の生活のお手伝いをする、身体障害者補助犬法に基づいて認定された「盲導犬」・「聴導犬」・「介助犬」のことです。



障害のある方の自立と社会参加をするための大切なパートナーであり、「身体障害者補助犬法」で、人が立ち入ることのできる様々な場所で受け入れるよう義務づけられています。

介護保険サービス事業所等においては、その趣旨を踏まえ、ほじょ犬の同伴によるサービスの利用が適切に実施されますよう、お願いいたします。なお、指定居宅サービス運営基準第103条、指定地域密着型サービス運営基準第3条の8及び小樽市介護予防・日常生活支援総合事業運営基準要綱第8条において介護サービスの「提供拒否の禁止」が規定されており、ほじょ犬（身体障害者補助犬）の同伴を理由としてサービス提供を拒否することは適切ではありません。サービス提供の際は、身体障害者補助犬法や障害者差別禁止法における合理的配慮等を踏まえた上で、調整していただきますよう、お願いいたします。

◎ほじょ犬への接し方

- 食べ物を与えないようにしましょう。
- 気を引く行為（触る、話しかける、じっと見つめる等）は避けましょう。
- 温かく見守りましょう。



《参考》 厚生労働省ホームページ／身体障害者補助犬

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/hojoken/index.html

加算・減算

各種加算や減算の適用にかかる要件等について解説していますので、該当する事業所は再度自主点検をしてください。

居宅介護支援におけるモニタリングの取扱いについて

モニタリングの取扱いについて、運営基準（赤本）では表①、解釈通知では表②のとおり示されており、算定基準（青本）では、**特段の事情がない限りモニタリングを適切に実施していない場合は、居宅介護支援費の減算となります。**

また、国からは新型コロナウイルス感染症下におけるモニタリングの臨時的な取扱いとして、表③のとおり示されており、新型コロナウイルス感染拡大防止に係るものであれば、モニタリングについて表③に則り、柔軟な取扱いが可能となります。

新型コロナウイルス以外の理由でモニタリングが適切に実施できない場合は、介護支援専門員が「特段の事情」と判断した理由を、市で確認・把握することとしましたので、**令和4年8月19日以降は、市へ事前に御連絡いただき、併せて「特段の事情」の内容について任意様式で提出をお願いします。**

なお、新型コロナウイルスに係る柔軟な取扱いの場合においても、表③のとおり、利用者の事情等によるものと示されていますので（感染防止を理由としても事業者の都合によるモニタリングの未実施は対象外です）、いずれの場合においても、利用者・御家族への説明を十分に行い、特段の事情について具体的に記録することが重要です。

重要!

表①	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（運営基準）
第13条14号 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 イ 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。 ロ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。	

重要!

表②	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（解釈通知）
⑭ モニタリングの実施（第14号） 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、主治の医師、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、当該指定居宅サービス事業者等の担当者との連携により、モニタリングが行われている場合においても、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回は利用者の居宅で面接を行い、かつ、少なくとも1月に1回はモニタリングの結果を記録することが必要である。 また、「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。 さらに、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要である。 なお、基準第29条第2項の規定に基づき、モニタリングの結果の記録は、2年間保存しなければならない。	

重要!

表③	介護保険最新情報779「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）（令和2年3月6日）」 問11
問：居宅介護支援のモニタリングについて、感染拡大防止の観点から、利用者の事情等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合については、月1回以上の実施ができない場合についても、柔軟な取扱いが可能か。 答：可能である。	

◎ 介護給付費請求明細書の「回数」及び「サービス実日数」について

介護給付費請求明細書について、給付費明細欄の「回数」と給付費請求額集計欄の「サービス実日数」には、サービスを実施した回数や日数の記載をお願いしておりますが、記載誤りにより医療保険情報との突合審査においてエラーとなる請求が、現在も数多く見受けられます。

今後、記載された回数や日数が誤っている場合については、請求額の変更等に関わらず過誤として訂正していただくことになりますので、改めて利用者の入院日数等を確認し、正しい回数や日数を記載していただきますようお願いいたします。

※（参考）「サービス実日数」

当該対象サービス種類のサービスを行った実日数として、当該事業所において訪問サービス（介護予防を含む。）、通所サービス（介護予防を含む。）又は地域密着型サービス（介護予防を含む。）のいずれかを実施した日数、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導のために利用者の居宅を訪問した日数、福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与を現に行った日数をそれぞれ記載すること。

（介護給付費請求書等の記載要領について 平成13年11月16日老老発31号 厚生労働省老健局老人保健課長通知 より抜粋）

◎ 指定居宅介護支援の提供開始の際に利用者へ説明すべき事項について

居宅介護支援の開始に際し、利用者に対してあらかじめ下記のとおり、①と②の説明が必要となります。

なお、利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、内容について理解が得られるよう文書の交付に加えて口頭での説明を行うとともに、理解したことについて必ず利用者から署名を得る必要があります。



- | |
|---|
| ① 前6月間（※）に居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合 |
| ② 前6月間に居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで） |

※前6月間については、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画が対象になります。（直近の（1）もしくは（2）の期間が対象）

（1）前期 3月1日から8月末日

（2）後期 9月1日から2月末日

※実際の記載方法については、介護保険最新情報 Vol.952「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.3）（令和3年3月26日）」問111を御確認ください。



夏の感染症対策特集



この夏も感染防止対策の継続を

新型コロナウイルス
感染症対策

この夏、4回目のワクチン接種を終えた方もいらっしゃると思います。

皆さん御存知かと思いますが、ワクチン接種はあくまでも接種した本人の発症（重症化）を予防するためであり、ワクチン接種後も感染防止対策を継続する必要があります。

北海道においてもオミクロン株BA.5、BA.4が確認されており、全国・全道的に感染数の増加が報道されるなど、感染の再拡大が懸念されています。引き続き、適切な感染防止対策の取組みをお願いします。

マスクの正しい装着方法 ～見られています👁、マスクから出ているお鼻～

北海道の夏も気温・湿度が高くなり、マスクが息苦しく感じることもあると思います。

国では ①屋外で2m以上の距離が確保でき、②会話をほとんどしない場合 に着用は不要であると緩和しましたが、屋内では現行どおりの着用を推奨しています。

夏季は熱中症予防を行いながら、感染防止対策も継続しなければなりませんので、改めて適切な装着方法について意識しましょう。

業務の間、つつい…と思いながら、下記のような装着方法をしていませんか？

利用者・御家族の方々は、想像以上に、ケアに当たる方のマスクの装着方法を見ています。

不十分な装着方法をしている職員が一部分であったとしても、「事業所全体の感染症対策への姿勢が不十分である」と捉えられることがありますので、是非この機会に御自身や周りの方の装着方法をチェックしてみましょう。



※鼻マスク、あご出しマスクは感染予防としてのマスク着用の意味がありません。

暑いとつつい、お鼻が出がちに… 息苦しいときは周囲と適切な距離を取ったうえで、対応しましょう。

《参考》

○厚生労働省／国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）：正しいマスクのつけ方

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

○厚生労働省／介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

○厚生労働省／「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

地域密着型サービスにおける運営推進会議について

運営推進会議は、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として、各事業所が自ら設置するものです。

☆コロナ禍における運営推進会議の開催方法について

新型コロナウイルス感染症の流行から約3年が経ち、一部の事業所で外部委員を招いて対面での開催を再開するところもあるようですが、未だ大部分の事業所では感染防止対策として「会議の中止」ではなく「書面での開催」を選択されています。

今後も当面の間は新型コロナウイルス感染症による影響が続くことが想定されるなか、外部の方を招いての会議開催は難しいことから、以前のような地域や行政との関わりが持てないとのお話も伺っております。いくつかの事業所では、以下のような方法で会議（書面会議）を開催されています。

<参考>コロナ禍における運営推進会議（書面）の開催について

- | |
|---|
| ① 会議前に会議の構成委員（地域住民代表や市職員・地域包括支援センター職員、利用者の御家族など）に、書面開催の案内とともに会議資料を送付し、運営に関する意見を募る |
| ② 頂いた意見を元に、内部（職員・利用者等）で会議を開催 |
| ③ 会議の結果を委員にフィードバックする |

書面開催の場合でも、対面開催と同様の効果が期待され、地域等とつながりが感じられる手法かと思しますので、ぜひ御参考になしてください。

開催回数・間隔の目安（御存知かと思いますが…）



◆おおむね6か月に1回以上	◆おおむね2か月に1回以上
・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（医療・介護連携推進会議）	・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護

ポイント

◆グループホームの外部評価に関して

本市では、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）における外部評価の実施回数に係る同意書の交付（外部評価2年1回の免除）に必要な添付書類である「運営推進会議の開催年月日と参加者がわかる会議録の写し」について、書面開催とした場合においても、市又は地域包括支援センターへ意見を求める等、出席の代わりとなる対応を取っている旨が証明できる書類を添付することとしています。

おしらせ



令和4年6月下旬から、令和4年度実地指導が始まっています！

🏠事業所（地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援）への実地指導について

今年度の実地指導を、6月28日(火)から開始しており、令和5年2月頃までに計57か所の事業所へお伺いする予定です。

対象となる事業所へは、日程調整のため、個別に本市担当者から電話で御連絡します。

事前の連絡は概ね2か月前に行っておりますが、新型コロナウイルス感染症等の影響によりスケジュール調整が難しくなっております。御連絡時期に多少の前後が生じることもありますので、御理解・御協力をお願いします。

また、本市職員が事業所へ伺う際は、出勤前の検温に加え、実地指導前の検温、事業所へのアルコール消毒液の持参など、できる限りの感染予防対策を行い、利用者・職員の皆さまに安心していただけるように実施します。

🏠実地指導の名称が「運営指導」に変わります

令和4年3月末に、国が運営(実地)指導指針等の一部改正を行ったことに伴い、指導内容の変更や指導名称の変更などが示されたことから、これまで「**実地指導**」と表記されてきた名称が「**運営指導**」へ変更となりました。

現在、本市では「実地指導」と表記していますが、今後、北海道の指導要綱等の改正等に併せ本市の指導要綱等を変更した後は、「運営指導」に表記が変わります。

なお、**本市における指導は、これまでも、今回、国から示された指導内容に準じる内容で実施してきましたので、事業所の皆さまに指導時に御準備いただく書類等の内容に変更はありません。**

今後とも御協力をお願いします。



〔発行〕小樽市福祉保険部介護保険課（介護給付適正化事業）

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

TEL (0134)32-4111(内線 484) FAX (0134)27-6711 E-mail / kaigo@city.otaru.lg.jp